

第 7 回
環境保全型農業直接支払制度に関する
第三者委員会

令和 5 年 3 月 1 7 日

農林水産省農産局

第7回 環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会

令和5年3月17日（金）

10：00～11：30

場所：オンライン開催

議 事 次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - （1）令和4年度環境保全型農業効果調査委託事業結果の追加集計について
 - （2）令和4年度環境保全型農業経営実態調査結果概要について
 - （3）中間年評価（案）について
 - （4）その他
4. 閉会

午前10時00分 開会

(事務局) それでは、委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから第7回環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインによる開催とさせていただいており、御不便等をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日のオンライン会議では通信環境の確保のため、三石委員長を除いて御発言の際以外はビデオをオフにして御参加いただきますようお願いいたします。御発言される場合には、ビデオをオンにした上で画面に向かって挙手いただくか、挙手ボタンでお知らせください。

それでは、議事に先立ちまして、生産振興審議官の安岡より御挨拶させていただきます。

(事務局) 皆さん、おはようございます。生産振興審議官の安岡でございます。

第7回の委員会ということで、開催に当たり一言御挨拶を申し上げます。

三石委員長をはじめ、委員の皆様方、今ほども申し上げましたけれども、年度末の本当にお忙しい中、お時間をいただいて大変ありがとうございます。

環境に関する議論、非常に様々な点で重要になっている中で、今日の委員会、本当に有意義な議論ができればというふうに思っております。

環境に関する最近の状況を少しだけお話させていただきますと、昨年12月に生物多様性条約のCOP15が行われて、新しい枠組み「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたということです。この議論の中でも、非常に生物多様性と農業の関係、そういったことも非常に議論もされて、農業面での対応というのが改めて課題になってきたところでございます。

もう、申し上げることもなく、農林水産省みどりの食料システム戦略の推進ということで、様々な施策を講じているところですが、去年の7月、法律「みどりの食料システム法」が施行され、今、各都道府県、基本計画の策定が進められているところでございます。

年度末、3月に入っても、各県、基本計画の数が増えて、10を超えて、どんどん増えてきている状況ということでございます。こういう県の枠組みの下で、これから更に環境保全型農業進んでいくものだというふうに思っています。また、農林水産省では、今、食料・農業・農村基本法の検証といったような作業も行われております。こういった中でも、持続可能な農業や環境保全型農業は、様々な議論が行われるところでございます。

こうした中で今日の委員会ということですが、環境保全型農業直接支払交付金、これ

は、まさにみどりの食料システム戦略を進める上でも重要な施策でございます。第2期、早いことで、もう中間年を迎えております。本日の委員会では、まさに経営実態、環境保全型農業に関する経営実態についての調査報告をさせていただくとともに、12月の委員会では、中間年評価の骨子について、いろいろ議論をいただきましたけれども、改めて、今回、中間年評価の案の御提案をさせていただいて、様々な先生方からの御意見を頂いて、中間年評価に生かしていきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、まさにこの交付金、どうやって今後進めていくのか、さらに環境保全型農業自身をどう効率的に、効果的に拡大を進めていくかという点で御意見を頂ければというふうに思っております。まさに、みどりの食料システム戦略も本格実施という点では重要な局面にも来ております。そういった意味では、この交付金の存在というのは非常に重要でございますので、本日は活発な御議論をお願い申し上げて、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。

審議官は途中で退席の可能性がございますが、その旨、御承知おきいただければと思います。

まず初めに、委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。

明治大学農学部教授の市田委員でございます。

(委員) 市田です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

(事務局) 東京農業大学応用生物科学部教授の犬伏委員でございます。

(委員) 犬伏です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門農業生態系管理研究領域生物多様性保全・利用グループグループ長補佐の大久保委員でございます。

(委員) 大久保です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 京都大学大学院公共政策連携研究部教授の岡委員でございます。

(委員) 岡です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 農業ジャーナリスト・フリーアナウンサーの小谷委員でございます。

(委員) 小谷です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 一般社団法人環境パートナーシップ会議副代表理事の星野委員でございます。

(委員) 星野です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 宮城大学食産業学群教授の三石委員長でございます。

(委員) 三石です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 当省側の出席者につきましてはお手元の資料を御参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、農業環境対策課長の佐藤は都合により欠席させていただいております。

初めに資料を確認させていただきますので、事前にお送りしました資料を御確認ください。
まずは、議事次第、出席者一覧、配付資料一覧がございます。以降は資料番号を付しておりますが、資料1としまして令和4年度環境保全型農業に対する農業者意識調査追加集計、資料2としまして、令和4年度環境保全型農業経営実態調査結果概要、資料3としまして、環境保全型農業直接支払交付金中間年評価(案)について、資料4としまして、環境保全型農業直接支払交付金中間年評価(案)、参考資料としまして、第二期評価・点検のスケジュールがございます。

もし、不足している資料がございましたら、お知らせください。メールで送信いたします。

次に、幾つか注意事項がございます。本日の会議は公開の会議です。資料及び議事録も、原則として公開することとなっております。議事録につきましては、委員の皆様を確認いただいた上で、御発言の委員のお名前は伏せた上で後日公開することになりますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様の通信や音声等にトラブルが生じた場合は、チャットでお知らせいただくか事務局まで御連絡をお願いいたします。

オンラインで傍聴の皆様におかれましては、カメラとマイクをオフにして御参加いただき、御発言、会議の録音・録画は御遠慮いただきますようお願い申し上げます。注意事項をお守りいただけない場合にはオンライン会議室より退室いただく場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議事を開始いたします。

なお、事前にお知らせしたとおり冒頭のカメラ撮影、画面キャプチャーはここまでといたします。御協力よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降、議事運営は三石委員長にお願い申し上げますが、本日はオンライン開催ということもあり、三石委員長のインターネット接続に問題が生じた場合は事務局で適宜フォローさせていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、三石委員長、よろしくお願いいたします。

(委員) それでは、議事を始めたいと思います。

議題の1つ目です。令和4年度環境保全型農業効果調査委託事業結果の追加集計について、

事務局から御説明をお願いします。

(事務局) それでは、事務局より御説明させていただきます。

資料1、令和4年度環境保全型農業に対する農業者意識調査追加集計について御説明いたします。

環境保全型農業に対する農業者意識調査の概要ということで、こちらは前回の第6回第三者委員会資料の再掲になります。調査目的は、基幹的農業従事者の状況を把握し、環境保全型農業の持続的な推進を図るため、環境保全型農業に対する農業者の意識（取組を維持・拡大するための課題等）を調査したアンケートになります。調査対象者は、環境保全型農業直接支払交付金の取組農業者。また、環境保全型農業直接支払交付金に取り組んでいない農業者。また、環境保全型農業直接支払交付金の継続を断念した農業者の方へのアンケートになります。

調査手法は、郵送又はインターネットによるアンケート調査を行いました。こちらのアンケート結果について、前回の委員会での御指摘いただいたことを組替集計した資料になります。

2ページ目、こちら環境保全型農業直接支払交付金の取組農業者への意識調査で、こちらも再掲の資料で、令和3年度に環境保全型農業直接支払交付金を受給している農業者の方へのアンケート結果です。調査の期間は令和4年7月から8月にお聞きしたアンケートです。調査手法は郵送又はインターネット等によるアンケート調査で、調査客体数は送付先客体数2,237件に対し回収は1,625件でした。回収率は72.6%です。

3ページ目、こちら第6回委員会資料の再掲で、3年後の環境保全型農業の意向を聞いておまして、38%が拡大・高度化を希望、10%が継続困難・慣行への転換を希望と、アンケートの結果が出ました。この結果に対して、組替集計をしたものが4ページ目になります。

「3年後の環境保全型農業の意向」を作物別・取組別・地域別に組替集計しました。作物区分別では、果樹・茶が約50%と拡大・高度化の意向が最も高く、取組別に見ると、有機農業で40%以上と、拡大・高度化の意向が最も高かったです。地域別に見ると、関東で約50%と拡大・高度化の意向が最も高くなりました。

続いて5ページ目、環境保全型農業直接支払交付金の取組農業者への意識調査です。こちら第6回委員会資料の再掲となります。有機農業の新支援制度への認識を聞いたアンケートの結果になります。約半数の農業者は、R4年度から開始された有機農業新支援制度について知らなかったと回答がありました。こちらの結果について、有機農業取組への新支援制度の認識を地域別に組替集計したものが6ページです。新支援制度の認知度を地域別に見ると、関東では56%が知らなかった一方、北海道では59%が知っているとの回答がありました。

続いて7ページは、環境保全型農業直接支払交付金に取り組んでいない農業者への意識調査で、こちらも第6回委員会資料の再掲となります。調査対象者は環境保全型農業直接支払交付金を受給していない農業者となっておりまして、調査期間は令和4年8月、調査手法はウェブアンケート会社登録モニターからスクリーニング調査によって、交付金の非受給者を抽出し、インターネットによるアンケート調査を行いました。回収数は815件となります。その他、属性については資料の円グラフのとおりです。

8ページ目に移ります。7ページのアンケートを男女比について組替集計を行いました。

全体814名のうち、男性が644名、79%、女性は170名、21%になっておりました。こちらの組替集計をするに当たり、前回の委員会で、男女別の割合が分かれば教えていただきたいという御意見を頂いたことから組替集計を行いました。3つのアンケートのうち、環境保全型農業直接支払交付金に取り組んでいない農業者への意識調査のみ性別を聞いておりまして、この中で男女比を出した結果になります。属性としましては、男性では農業経営者の方が383名と一番多く、女性では農業経営者の家族・世帯員という111名が最も多くなりました。

続いて9ページ目に移ります。環境保全型農業に取り組んでいない農業者の取組意向を男女別に組替集計しました。環境保全型農業への取組意向（男女別）、①の円グラフは再掲になります。こちらを男女別に集計したのが右側の横棒グラフになります。取組意向を男女別に見ると、「取り組みたい」「どちらかといえば取り組みたい」の割合が、男性42%に対し、女性は53%と高くなりました。②取り組みたい理由（男女別）、左側の横棒グラフは再掲になります。右側が男女別に集計したグラフになります。男性は「経営をするうえで有利」「地域の生き物を守るため」「地球温暖化防止」と回答した割合が高く、女性は「地球温暖化防止」「地域の生き物を守るため」「子供たちの将来のため」と回答した割合が高くなっていました。

続いて10ページ目、交付金を受給していない農業者の交付金の認知度を地域別に組替集計しました。地域別に見ると、「知っている」「名前を聞いたことはある」と回答した農業者は、北海道で61%と高いが、中国四国では31%にとどまるなど、地域差が出ました。左側の円グラフは前回の再掲で、右側が今回地域別に再度、組替集計したもののになります。

続いて11ページ目に移ります。過去に交付金を受給していた農業者への意識調査、こちらも第6回委員会資料の再掲となります。過去に交付金を受給していた農業者への調査となっておりまして、調査期間は令和4年7月から8月。郵送及びインターネットによるアンケート調査を行いました。配布数100件に対し、回収数は58件となっております。

12ページ目は、過去に交付金を受給していた農業者への意識調査ということで、こちらも第

6回委員会資料の再掲となります。このアンケートの中で、交付金の申請はやめたけれども、環境保全型農業は続けているという回答が50%の回答があったことについて御意見を頂いたため再調査を行いました。こちらは、「交付金の申請は辞めたが、環境保全型農業は続けている」と回答した農業者の、やめた理由と環境保全型農業を続けている理由について、市町村担当者へ聞き取りを行いました。

主な交付金の受給をやめた理由としましては、「経営的なメリットが小さい」「事務負担が大きい」「事業要件の変更により、要件を満たせなくなった」という回答がありました。また、主な継続している理由としましては、「地球環境保全のために継続している」「販売先から要請があり、契約栽培で無農薬栽培を一部面積のみ続けている」「学校給食へ納品しており、その契約が農薬・化学肥料5割低減のため」また、「受給前からの農法であるため」といった回答がありました。

以上、資料1の御説明となります。

(委員) 御説明、ありがとうございました。それでは、ただいま御説明のあった内容について、御意見、御質問があれば、お願いします。

本日はオンライン会議ですので、発言される際はビデオをオンにした上で、画面に向かって挙手をしていただき、お名前をおっしゃった上で発言をお願いいたします。それでは、よろしくをお願いいたします。

(委員) よろしいでしょうか。

(委員) よろしくをお願いいたします。

(委員) 御説明ありがとうございました。追加調査ということで、男女比の部分を出していただきましてありがとうございました。それを見せていただくと、女性、人数的には少ないんですけども、割合としては環境保全型農業を続けたいという意思が多かったところが見られてよかったです。それから読み取ることとしては、今後女性の農業者の人にもいい施策といいますか、彼女たちが関わりやすいような、そういった施策もあるといいかなと思いました。私の経験として、JAさんでしたけれども、女性の集まりにSDGsの講演で呼んでいただいたりとかしたときも、非常に積極的な方々もいらっしゃったし、関心の高い方々もいらっしゃいました。また、政府でジャパンSDGsアワードというのがありますが、それに受賞された農業者の団体も、主に女性が主となって取り組んでいたなどもありましたので、そういう意味でも注目していただければと思いました。

以上でございます。

(委員) ありがとうございます。ほかに御意見等ございますでしょうか。

(委員) 最後のシートで、経営的なメリットが小さいということが示されています。この経営的なメリットが小さいということに関しては、何か改善策を検討していらっしゃるのでしょうか。

(委員) ありがとうございます。これは事務局をお願いします。

(事務局) ありがとうございます。経営的なメリットが小さいという御意見ですが、母集団が26者と小さいものとなっております。農業者によって様々な農法だとか、営農活動等、作付けしている作物等もいろいろあるかと思います。その作物によって、有利販売につながらないという面もあったり、この交付金の事務手続に事務負担がかかっているという中で、その事務負担に合ったメリット感が小さいといったような意見もあるかと思ってございます。これは、事務負担の方にも関連するものかなとは思っておりますので、総合的にいろいろ検証はしていきたいと思ってございます。

(委員) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(委員) 大体分かりました。金額的に、もっと金額を上げるとか、そこまではまだ、それも含めてということで理解してよろしいでしょうか。

(事務局) 金額につきましては、この交付金、慣行農業に比べた、かかり増し経費的な部分でございますので、そこまで反映できるかというのは、かなり難しい面はありますけれども、検討はさせていただければと思ってございます。

(委員) ありがとうございます。

(委員) ありがとうございます。ほかに御質問、御意見、ございますでしょうか。

取りあえずよろしいですか。後ほど、また、気がついた点等ございましたら、意見を言っていただいて構いません。

それでは、特になければ、よろしいですか。大丈夫でしょうか。皆さん、手は挙がってないですね。それでは、次の2つ目の議題の方に移りたいと思います。

2つ目の議題について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 資料2につきまして、説明させていただきます。

資料2につきましては、令和4年度環境保全型農業経営実態調査結果概要ということでございます。こちら資料1の方で御説明しました意識調査と併せて、この交付金に取り組む農業者を対象に経営実態を調査したところでございます。今回、その結果を御報告させていただければと思ってございます。

まず、1 ページ目でございます。調査の概要でございます。目的としましては、交付金制度の持続的かつ効果的な運用を図るため、環境保全型農業に取り組む農業者の経営実態を調査するといったことを目的としてございます。対象者につきましては、令和3年度にこの交付金を受給している農業者を対象としたところでございます。調査手法につきましては、郵送又はインターネットによるアンケート調査でございます。回収数につきましては1,451件ということで、内訳につきましては、有機農業675、カバークロップ398、堆肥の施用の取組で324といった形になってございます。あと、リビングマルチ以降は資料のとおりでございますけれども、なかなか標本数を確保することはできなかったという状況でございました。

それから、調査票のデータ処理でございます。調査データには一部外れ値と見られるデータが含まれていることから、以降、経営実態の経費的な部分を報告させていただきますけれども、いわゆる外れ値については、トリム平均として、データの上下5%を削るなどの処理を行って集計をしております。それから、注意事項としまして、これ以降、経費に関する報告等をさせていただきますけれども、今回、アンケート調査を行った結果でありまして、この結果をそのまま、この交付金の単価とするものではございませんので御注意いただければなと思ってございます。

続きまして2 ページでございます。2 ページにつきましては、経費状況の調査項目を報告させていただきます。こちらは、これまでの第三者委員会の中で御了解いただいた調査項目になってございまして、労働時間、資材費等を調べてございます。

続きまして3 ページでございます。まず、経費に関する集計結果ということでございます。

まず、有機農業について集計を行った結果でございます。まず、慣行栽培時と有機農業の取組（現在）を比較しますと、労働時間につきましては大体2.4倍になってございます。資材費については大体1.1倍ぐらい、ほぼ変わらないといった状況でございました。

続きまして4 ページでございます。カバークロップの取組でございます。カバークロップにつきましては、労働時間は1.2倍、資材費は1.3倍となっている状況でございました。カバークロップの資材費でございますけれども、調査結果については、カバークロップの種子代がかなり低い状況でございました。この部分につきましてはメーカーの方に聞き取りを行いまして、実勢価格を基に数字を置き換えて算出しております。

続きまして5 ページ、堆肥の施用の取組でございます。堆肥の施用の取組につきましては、慣行栽培時と比べて、労働時間は1.2倍、資材費は1.1倍になってございました。こちらも資材費の中で、この取組に直接関係ない経費が積まれていたケースがございましたので、そちらの

資材費は除いております。

続きまして 6 ページでございます。収入に関する集計結果でございます。こちらでは全体集計の結果を載せてございます。まず、有機農業の取組では、単収は慣行栽培時に比べて約 9 割となる一方、販売価格については 1.6 倍といった状況となりまして、収入については大体 1.4 倍ほどになっているといった状況でございました。逆にカバークロップ、堆肥の施用については単収については、慣行栽培時と比べて、ほぼ変わらないといった状況でございますが、販売価格も有機栽培に比べて高くはなっていないという状況で、収入の方も若干落ちているといった結果となったところでございます。

続きまして、7 ページ目以降は、同じく収入に関する集計結果でございます。取組別に掲載してございます。まず、有機農業でございます。こちらを取組年数別に集計をさせていただきました。まず、有機農業につきましては取組 1 年から 4 年目の単収については、慣行栽培時と比べて 75% と低い状況でございました。5 年目以降は、それが大体 9 割ぐらいいに戻っているといった状況でございます。取組年数による収入についても集計を行ったところでございます。こちら、取組 1 年目から 4 年目につきましては、慣行栽培時に比べて販売価格は上昇しますが、単収が低いことから大体 1.2 倍程度という状況になってございます。5 年目以降では、販売価格が上昇するとともに、単収も 1 割程度の減少にとどまるということから 1.4 倍程度に推移するといった状況でございました。

続きまして 8 ページ目でございます。カバークロップ・堆肥についても集計を行いました。

カバークロップ・堆肥の施用では、単収、収入ともに取組継続年数に応じて大きな変化は見られなかったところでございます。若干、ほぼ慣行栽培時と比べて、若干落ちますけれども、ほぼ変わらないといった状況でございました。

続きまして 9 ページでございます。販売に関する集計結果をまとめてございます。まず、有機農業の販売価格等でございます。約 8 割で販売価格が増加しているといった状況でございます。下の表の左側の有機農業の取組による販売単価の違いということでございますが、一番左の青色の部分が 1 倍以下となっており、販売価格が下がったといった状況でございますけれども、それを除いて大体 8 割で販売価格が増加しているといった状況でございました。右側の表が、さらに有機 J A S 認証を取得しているか、取得していないかということで組替集計をした結果でございます。

有機 J A S 取得者ですと、青色の部分、「販売価格低下／変動なし」の割合が取得ありが約 1 割、有機認証のなしが 2 割となり、大きな違いはございませんでした。若干、有機 J A S 認

証取得の方が販売価格が高いといった状況でございました。

それから、10ページ目でございます。販売にかかる集計結果の有機農業の販路について取りまとめてございます。現在の販路としましては、有機農業に取り組んだ以降、小売業者が約4割と最多でございます。次いでインターネットだとか農産物直売所を利用した直接販売の方が多くなっているといった状況でした。こちらが、下のグラフの黄色い棒グラフになります。対して、慣行栽培時においてはどうだったかという、緑色の棒になりますけれども、JAさんの方の販売が一番多くなって、4割と最も多かったといった状況でございまして、有機農業に取り組んだ以降は、それが半分程度に下がっているという状況でございました。

それから、11ページでございます。同じく有機農業の販路ということで、先ほど組替集計をしましたけれども、有機JASを取っているか、取っていないかということに分類して組替集計をしたところでございます。結果としまして、下のグラフでございますが、先に御説明しました販売価格1.5倍以上と回答した者について、有機JAS取得、未取得に分類して集計したものでございます。青い棒グラフが有機JAS取得者、赤いグラフが有機JAS未取得者ということで整理してございます。有機JAS取得者では未取得者に比べて小売業者だとか卸売業者、流通業者に直接販売して、慣行栽培時に比べて収入を向上させているといった状況でございました。一方、有機JAS未取得者につきましては、インターネット経由だとか、農産物直売所、個人間取引など、消費者へ直接販売して収入を向上させているといった結果になったところでございます。

それから、12ページにまいります。今度はカバークロップ・堆肥の取組についての販売経路を整理したところでございます。

慣行栽培時と現在の販路とともに、JAの方が最多となつてございます。販路につきましては複数回答としておりますので、一部JAさんだとか、一部、直接消費者の方、そういった複数回答もあるということに御注意をいただければなと思ってございます。結果はJAさんの方が一番最多でございました。全体の販路の構成にも大きな違いはなかったところでございますが、やはり直接的にJAさんを通さず、直接小売業者だとか問屋さんの方に直接卸すというケースも増えているといった状況は見られているといった状況でございます。

資料2の御説明は以上となります。

(委員) ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明があった内容について御意見、御質問等はございますでしょうか。

(委員) 2ページの調査項目の中に、例えば労働時間でいうと、環境保全型農業の労働時間、

慣行栽培時の労働時間と並んで、開始当初と比較した労働時間の変化という項目がありますが、この変化の回答というのは、労働時間の推定にどのように使ったんですか。

（委員） 事務局、よろしいですか。

（事務局） 労働時間の変化につきましては、開始5年後、10年後の時点の増減率と、実際に労働時間を聞いたわけですが、アンケートとしまして5年後時点の増減率だとか、10年後の増減率をちょっとアンケート的に聞いたところでございます。

（委員） つまり、計算には実際には使っていないということですね。

（事務局） はい、そうです。

（委員） 資材費の方の増減率も、実際には使っていないということですか。

（事務局） そうです、はい。参考に聞いてございます。

（委員） 資材費の方は、価格変化か何かを聞いて、それを反映させているのかと思ったけれども、そうじゃないんですね。

（事務局） 資材費の方も、慣行時の取り組む前の資材費だとか、取り組み後の資材費の方を直接聞いておりまして、そちらで実際は比較してございます。

（委員） 分かりました。ありがとうございました。

（委員） よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

（委員） 説明ありがとうございます。今回、収入と、あと経費というところで計算されていますけれども、多分、有機とかは収入も上がっていますが、多分、経費も上がってるんじゃないかなと、特に労働費とかが上がっているんじゃないかなと思うので、多分、収益という観点で、要は農業として安定的に経営できているかどうかというのを評価すべきかなと思うんですけれども、それはどのような計算をされる予定かというのがありましたらお聞かせください。

（委員） 事務局、お願いいたします。

（事務局） 御質問ありがとうございます。今回、労働時間、資材費といった形で報告させていただいておりますけれども、収益性につきましては、やはり、収入から資材費だとか、労働時間分を引いたもので比較していくべきものだとは認識しておりますが、今後の委員会の中で収益性というものを改めて計算をさせていただきまして、御報告させていただければと思ってございます。収益性については、このアンケート結果をはじめ、農水省で行っております農業経営統計調査のデータ等を用いながら集計、計算をしていきたいと思ってございます。結果については、今後の委員会の中で御報告できればと思ってございます。

（委員） よろしいでしょうか。

(委員) ありがとうございます。もう1個追加なんですけれども、その収益性を今後、計算されていくときに、今回、資材費ということだけで見ていらっしゃるけれども、例えば、今回、集計に使われた、例えば有機ですと、JAS認証を取っているか、取っていないかとかいうのを考えると、多分、取得に関する経費とか、あとは販売経路とかも伺っていらっしゃるけれども、多分直接販売とかされると、それ分の経費がかかっていらっしゃる。パッケージとか販売促進のための経費とかもかかっていらっしゃると思うので、もし、計算するのであれば、そういう観点も入れていかないと、もちろん環直としては、かかり増し経費ということで、資材費、労働費がどのぐらいかさむかというので、支払単価は決まっていくんだと思うんですけれども、こういう環境保全の農業が経営的に持続可能かどうかというのを考えていくときには、やはり、そういう資材費以外のところも踏まえて考えていく必要があるのかなと思うので、そこをちょっと検討いただければと思います。

以上です。

(委員) ありがとうございます。大事なポイントですね。持続可能性がどこまであるかというのは、継続してきたシステムの維持経費は結構大事ですからね。

ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

(委員) 今の点と関連してですけれども、調査項目の表の中に、その他の費用も入っていますよね。その他の費用の中に、今、言われた、取得に係る費用とか、もしかして入っているんですか。お願いします。

(委員) 2ページの「その他取組に必要な費用」、「その他不要となった費用」この中に含まれているかどうかということですね。

(委員) はい、そうです。

(委員) 事務局、お願いします。

(事務局) 御質問ありがとうございます。資材費の中で、その他取組に必要となった経費については、あくまで、取組に要する資材的なものだけを調べておりまして、販売に関する経費だとか、販売に要する経費というものは、押さえていなかったところでございます。こちらは、今後、御意見を踏まえて検討していくわけなんですけれども、ほかの統計データ等を使いながら計算をしてみたいと思っております。

(委員) いや、ちょっと分かりにくいんですけれども、資材費の中に取組資材費と不要となった資材費があって、それ以外にその他の費用があって、その他の費用の中に燃料費、利水費等の実数値と書いてありますから、これ、もう明らかに資材費じゃないですよ。だから、も

しかして、機械の減価償却費とかもここに入っているかなと思いましたが、その他販売経費とかも入っているかもしれないと思ったんですけども、そんなことはないですか。

（事務局） 販売経費については入ってないということは確認していますが、この中には、機械の減価償却費だとか、回答していただいている方もいらっしゃいます。データとしてはあったところでございます。

（委員） 回答を正確にするためには、名称として全体を資材費と呼ぶのはおかしいですよ。

（事務局） 確かにそうですね。今回、この減価償却費だとか、そういったものは計算から除外させていただいております。

（委員） 分かりました。

（委員） 今、指摘された内容は、解釈の方法により大分変わってしまう内容で大事なポイントですので、この部分は、注釈などでしっかり書いておいた方がいいですね。何は除いていくとか、どの部分だけは今回入れていないなど。若干のコメントですが。

ほかにはいかがでしょうか。御意見等ございますか。

（委員） 8 ページで、有機農業と比べて参加者の多いカバークロップとか堆肥の施用の場合、週収入がほとんど変わらないことが示されています。つまり、有機農業を始める前の過去と比べて大きな変化がないということですが、このことと、環直の交付金でかかり増し経費を払うということはどのように関連付けていらっしゃるのでしょうか。カバークロップや堆肥利用によって温暖化防止をしているということになるので、政策の目的に適っているとということなのでしょう。よろしくお願いします。

（委員） ありがとうございます。この点はいかがでしょう。

（事務局） 御質問ありがとうございます。結果としまして、どうしてもカバークロップ・堆肥については、単収は若干下がっているけど大きな変化は見られない、収入も有機に比べて有利販売につながっていないといった状況でございました。この交付金については、取組についてのかかり増し経費を支払っていくといった状況でございますので、直接こちらとのリンクはちょっと別に考えていきたいなと思ってございますが、この後、また、中間年評価の課題等を整理していくわけですが、いわゆる収益性が上がっていくといった場合にどうしていくかということは、この後、また御説明をさせていただきますけれども、支援は継続していかなくちゃいけないかなといったふうには考えてございます。

（委員） つまり、収入に変化がないということは、結局費用と売上の関係ですけども、売上が有利になるわけでもないし、かといって費用がものすごくかかったというわけでもない

ということなのでしょう。今、御説明があったようにカバークロップなどの場合はかかり増し経費があまりかかってないという解釈をしていらっしゃるのでしょうか。それとも例えば堆肥を使うのと、化学肥料を散布するのとでは労働時間の面でコストがかかるというように捉えていらっしゃるのでしょうか。

（事務局） かかり増し経費の考え方につきましては、例えばなんですけれども、資料の4ページなどで、労働時間が慣行栽培時よりも多少上がり、資材費も1.3倍ぐらいになっているという結果が出ております。この環直につきましては、目的が環境保全型農業に資する営農をやっていただく方に支援を行って、カバークロップですとか堆肥であれば、土壌炭素貯留効果を得ていくということが目的になっております。その目的は達成されていると評価をしていたところでございますので、そこをもってして、かかり増し経費の部分は支援していくということは、目的に対しては支援として間違っていないのかなというふうには思っております。

（事務局） ちょっと補足させていただくと、この8ページのところの収入変化というのは、結局、これは粗収益ベースで、さっき議論にもなった収入からコストを引いた収益を表しているわけではありません。ですので、ちょっとこれ、切り分けた議論になっていますので、今回、そこ2つ分けて議論しているという感じです。

（委員） ありがとうございます。

（委員） よろしいですか。ほかにまだ御発言ない委員の方もいらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

（委員） ありがとうございます。

11ページの販路についてですが、この1.5倍以上という、これちょっと感想と質問とになりますが、特に、このインターネット（産直アプリ含む）という部分の赤がすごく多くて、JASを取得してないけど収益が上がっているよという。それと、個人間取引という下から3番目の、これもJAS取ってないけど、すごく多いというのが見えてくるんですけど、このあたりから産直アプリとか、何か若い人とか、新しい農業のスタイルとか、CSA的な取組のイメージが見えてくるんですが、また、農家にとってすごくメリットの多いことだと思うんですね、JASを取らなくても高く売れたらですね。この辺に何か有機拡大の希望というか余地があるように見受けたんですが、何か分析とか、見えてくるものがありましたら教えてください。

（委員） はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

（事務局） 御質問ありがとうございます。この結果を基に、いろいろ分析等をしていたとこ

ろですが、有機 J A S を取っていると、やはり小売業者は、積極的に認証されたものを買って、それが消費者にも、有機 J A S 認証というマークがあると売れるということもあるので、取引が結構行われると。いわゆる買ってもらえるといった状況と想像してございます。逆に有機 J A S 認証がないと、なかなか小売業者も買い取ってはくれず、個人間のインターネット販売だとか、直売所での販売だとか、そういった方に流れていっているのではないかとといったところまでは検証はしたところでございます。

ただ、これは量と結びついているわけではありませんが、そんな傾向が見られるかなと。有機 J A S を取らないとなかなか大きなロットで買ってくれたり、大きな販売につながらない。量的な販売につながらないのではないかと想像するに似てはおります。

(委員) ありがとうございます。これパーセント、割合が出ていますけれども、この人数とかは分かるのでしょうか。絶対数というか、別のところに出ているのでしょうか。

(事務局) すみません、下の方に、凡例で有機 J A S 取得者 N=97 とかですね、右下に、有機 J A S 未取得者が N=80 の客体いたわけなんですけれども、こちら複数回答ということでデータを整理しておりまして、実数の方も表記はしておりませんが持っております。

(委員) ありがとうございます。

(委員) よろしいでしょうか。B to B と B to C の特徴が如実に出たような感じですね、流れとしては。はい、ほかに御質問等ございますでしょうか。御意見でも結構です。

よろしいでしょうか。それでは、3 つ目、資料 3 の方に行きましょうか。3 つ目の議題について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(事務局) 引き続き、櫻井の方から説明させていただきます。資料 3 につきましては、中間年評価(案)についてということでございます。12 月の委員会の方で骨子(案)の方について御議論いただきまして、その意見等を踏まえて、今回中間年評価(案)ということで整理させていただきました。今回の委員会の方で了解をいただければなと思ってございます。

まず、資料の方、御説明させていただきます。資料につきましては、新旧対照表形式で整理してございます。変更した部分については、赤字にしてございます。まず、1 ページ目でございますが、中間年評価、左側の骨子(案)につきまして、この交付金の沿革の方を説明した記載をさせてもらってございました。

委員からの御意見では、この中の表現としまして、特別栽培農産物に係るガイドラインの関係ですが、食の安全と関係があるかと思ってしまうんですが、ガイドラインには、食の安全が記載されておらず、環境負荷低減についてのみ掲載されている。「食の安全に対する消費者の関

心の高まりを受け」という表現は書かない方がいいのではないかといった御意見を頂いてございます。対応としましては、当方でも再度確認をしましたが、ガイドラインの制定時には、農薬を使用しない農産物などに消費者の意識が高まっていたといった経緯は確認したところでございますが、御指摘のとおり、ガイドライン本体に「食の安全」という表現は確認ができませんでしたので、御意見を踏まえて削除させていただければなと思ってございます。

続きまして2ページでございます。2ページの骨子（案）の方で地球温暖化防止効果ということで各取組におけるCO₂換算した地球温暖化防止の効果を整理しました。

ここにつきまして、前回の委員会では、御意見はなかったんですが、一部、「秋耕」の取組につきまして、こちらメタン削減に資する取組でございますが、評価手法としましては、現時点で存在する知見に基づいて「春耕」と比較したメタン削減割合を算定しまして54%と仮定して計算してございます。こちら、現在、農水省において、秋耕におけるメタン削減率について実証検証をしてございます。その結果によって、算定手法を変更する場合がありますので、中間年評価（案）では、なお書きで「秋耕」の評価につきましては農水省において新たな手法・知見が整理される予定となっており、最終評価において評価手法を変更する場合がありますといった旨、追記させていただければなと思ってございます。

続きまして、3ページ目でございます。3ページ目につきましては、最終評価・第3期に向けて検討すべき課題ということで整理した項目でございます。まず、1つ目としまして交付金の効果的運用に向けた見直しということでございます。こちら、委員からの意見としまして、都道府県別の中間年評価などで、地域ごとに農業体験だとか、子供の教育をしている話ですとか、地域の取組による、その他の効果の事例があった。その中では、ブランド化に成功しているような話もあった。交付金は大事だが、あくまでも、環境保全型農業を自走していただくことが理想であり、地域において取組が経営で成り立つ方法で交付金なしでも自走してくれる方がいい。また、もう少し取り組んでいる人たちを評価する、そして自走にて地域ごとに面的に取り組む。そういった取組を評価したりする仕組みも行い、ほかの事業と併せて乗り換えていければいいのではないかといった御意見がございました。

対応としましては、前回の意見もございましたけれども、まず1つ目としまして、先ほど、資料2の方で御説明しました経営実態調査、こちらを踏まえて検討すべき課題について、一つ、より具体的に明示したいといったところでございます。また、今の御意見を踏まえて、より広域的な地域において一体的に取り組んで、地域で自立して取り組むことの推進を検討するほか、取組における収益性の向上に向けた支援などを検討することを追記するといったことで対応し

たいと思っています。

なお、広域的な地域での取組につきましては、環境保全効果がより発揮されるほか、高齢化だとか人手不足の対応にも資するものと考えております。

中間年評価の案につきましては、赤字の部分を見直してございます。まず、少し踏み込んだ形で、効果的な運用についての課題として整理してございますが、収益性の向上を見込める農業者については、例えば支援を一定期間とするなど、事業の見直しについて検討を行うことも必要であるということで、少し踏み込んだ形で修正させてもらってございます。

ここについては、例えば「支援を一定期間」という表現はしましたが、今後の委員会の中で、もっと違ったアイデア等を委員会の中でいただければなと思っています。ここは、あくまで、事例的に御説明をさせていただいているところでございます。また、併せて、より広域的な地域で、地域住民と一体的に取り組み、地域で経営が成り立つような取組の推進や農業者の収益性が向上するような支援について検討する必要があるといった形で、追記・修正させていただければなと思っています。

続きまして、4ページ目でございます。中間年評価の骨子（案）、同じところ、最終評価・第3期に向けた検討すべき課題の一つとしまして、トレードオフ解消に向けた対応といったこととでございます。こちら、前回の委員会の中で意見としまして、トレードオフがあるから解消技術がないと補助しませんよとか、取組内容を変更しないと交付金を出しませんよとか、そういった方向だけ書いてあるがと。トレードオフが解消できなかったらどうするかという方が重要で、むしろ、トレードオフがあるんだから、温暖化と生物多様性、どちらを重視するかについて、考え方を整理する必要があると書く必要があるのではないかとといった御意見がございました。

また、滋賀県でも取り組んでいるように、水質保全効果というのが副次的に出てきたわけで、肥料のやり方によっては、カプセル問題が出てくるとか、いろんな形で環境問題というものは、温暖化と生物多様性だけではなくて、それ以外のトレードオフというものもいろいろあるのではないかとといった御意見がございました。

対応としまして、取組におけるトレードオフについては、共存せざるを得ないといった場面もございます。そういった点も含めて、議論が必要となるものと考えてございます。

骨子（案）では、トレードオフがあるから支援を取りやめるような意味合いに捉えられますので、御意見を踏まえて修正させていただければなと思っています。また、環境保全効果につきましては、温暖化防止だとか、生物多様性に限らず、水質保全効果をはじめとしました

その他の環境保全効果や環境への影響について含めた形で重視する考え方を整理するよう修正したいと思っています。具体的には、中間年評価（案）の方で今後、各取組について、地球温暖化防止及び生物多様性はもとより、その他の環境保全効果や環境への影響を含めて整理し、併せてトレードオフ解消技術の要件化など、低減または解消に向けた対応を検討する必要があるといった形で修正させていただければなと思っています。

それから、最後になりますけれども、先ほど資料2で御説明しました経営実態調査結果を、中間年評価には併せて追加で掲載させていただければと思っています。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

（委員） ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

（委員） 最後の温暖化と多様性のトレードオフについてですが、解消技術の要件化と書いてしまうと、「要件化」ということは、解消しなかったら支援しないという意味なので、やっぱり解消技術の要件化などを削除した方がいいと思います。最後の部分は、「併せて、トレードオフの低減又は解消に向けた対応を検討する必要がある」とした方がいいと思います。

（委員） 事務局の方はいかがですか。

（事務局） 御意見ありがとうございます。取組によって、解消技術をやってほしいと国の方も思っているところもありますので、具体的には、今後の検討の中で御意見を踏まえながら、要件化する、しないという御意見を頂きたいなと思っておりますが、要件化をすべきという取組もあるのかと思いますので、このまま入れさせていただければなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

（委員） 具体的にあるんですか。ここは要件化した方がいいとかいう場面が。

（事務局） 具体的には、昨年の委員会の中で報告した案件で、例えば冬期湛水を地域特認として認めているわけですが、必ず春先に、落水を必ずやるだとか、あと、中干しについても、生物多様性を確保する観点から、どうしてもカエルだとか、そういったものの逃げ場をつくっておいてくださいといったような要件をつけたいというふうには、今、試案では考えているところでございます。

（委員） いかがですか。

（委員） 分かりました。具体例があるのなら残してもいいです。

（事務局） ありがとうございます。

（委員） ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(委員) ありがとうございます。例えばそういうような多様性と温暖化を両立させるようなときに、かかり増し経費が多少上乘せされる可能性もあると思うので、そういったところもきちんとフォローしていただけるということであれば大事な取組かと思います。

それが1つと、あと、中間年評価の今出ているところの一番下の2行目辺りに書いてある「解消に向けた」というのは、別の制度、有機JASとかJクレジットとか、いろいろあるので、そういうものに発展的に解消するというような趣旨であれば、私はこれでよろしいかと思いますが、やめてしまうというのは、あまりにも今までの政策を否定するような形なので、ちょっとどうかなというふうに思いました。

それから、もう一つよろしいでしょうか。もう一つは2ページ目のところですけれども、これもやっぱり赤いところですけれども、いわゆる「秋耕」ですね、これについてはまさに全国でいろいろなところで取組があるので、対応として書いてあるところのkajiuraらの論文にも、秋耕以外にも、例えば水田の基盤整備を入れる、それによって水田と畑をうまく輪換させることによって温室効果ガスを抑えるというような取組もあるし、同じ県でも日本海側と太平洋側で違うようなかなりきめ細かな検証も必要かなと思いますので、今後、事務的なところの取扱いも含めて、御検討いただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

(委員) ありがとうございます。3点ほど出てきたと思います。事務局としては、いかがでしょうか。

(事務局) 御質問ありがとうございます。まず、トレードオフの関係のところでございます。解消技術の要件化だとかに当たりましては、当然、そこで資材費だとか、労賃、労働時間というものが増えますので、そういったものは反映させるような形で設計をしていきたいなと思ってございます。

それから、すみません、トレードオフ、低減又は解消というところは、もう一度お願いしてもよろしいですか。

(委員) 趣旨としては、解消というところは、発展的解消というか、先ほどから出てきているような有機JASとの組合せですとか、あるいはJクレジットとか、そういうふうなほかの制度もうまく使えるような、将来にわたるような方向での解消ということであれば理解できると思います。これはコメントです。

(事務局) すみません、ありがとうございます。御意見を踏まえて、そのような形で整理できればと思ってございます。

それから、最後、3つ目に頂きました、2ページ目の秋耕の方の取組でございますけれども、こちら、地域別に結構違いがあるというふうには聞いてございます。

今回の中間年評価で、仮で算出しているものも、地域別にも設定値を置いて計算してございますので、今後の実証結果も地域的なものも加味しながら整理できればと思ってございます。

(委員) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(委員) ありがとうございます。それでは、ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

(委員) ページで言うと3ページ目のところで、今後、環境保全型農業直接支払制度をどう展開するかというところで、ちょっと踏み込んだ書き込みをされていると思うんですけども、この制度の目的を考えると、環境保全に資する取組というのを支援すると。それにどうしてもかかり増しがかかるので、それは助けてあげようというのが趣旨だと思うんですけども。確かに収益性が高い、例えば今回お示しいただいた有機なんかというのは、カバークロップなんかに比べても可能性はあり得るところだとは思いますが、例えば、これから有機農業がどんどん広がっていく中で競争が高まっていくわけですね。そうすると、収益性が確かに見込めるものになっていくかという、そうじゃないケースももしかしたらあり得るわけですね。そう考えていくと、じゃ、この制度で収益性が見込めるものというのは何なんだろうとか、収益性が見込めるものであっても、環境保全に資するものであったら、特に取組単価当たりで効果が高いものなのか、取組単価としては、そんなに高くないんだけど、広くみんなが取り組めるような技術なのか。それで、面的に広げていって、全体の負荷を減らしていく。プラス面を上げていくというところができるのかというところを、ちょっと考えないと、単純にある程度、環境保全型農業、自走できるから、じゃ、終わりというような形に持っていくのは、ちょっと早急過ぎるかなという印象を受けました。なので、ここの部分に関しては引き続き検討というふうにおっしゃっていましたので、ここは慎重にいろんな意見を頂きながら検討すべきかなと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

以上、感想です。

(委員) ありがとうございます。これも大事なポイントですね。短期的に丸バツで判断できるような内容ではないと思いますので、事務局も、是非その点はよろしくお願いいたします。ほかに御質問等ございますでしょうか。

(委員) 今、ちょうど触れたところに関して、まさに、パイが限られているということも理解するんですけども、みどり戦略もあって、これからどんどん増やしていきたいという、そ

この取り組む生産者のやる気をそぐことになってはいけないというのはすごく重要で、どういうふうにケアしていくかということなんですけど、一つは、この右端の「対応」について思ったのは、地域で一体的に、「案」のところと「対応」のところと、ごちゃごちゃになりますけど、「広域な地域で地域住民と一体的に取り組む」というような方向性はすごくいいなというふうに思っています。

その中で具体的に、言いたいことは、例えば学校給食に有機を進める、自治体に関わって進めるとか、教育とか食育とか、あるいは公共調達、公的な機関の病院とか、よく言う公共調達で有機とか環境保全型の農産物を進めるような、地域で自立し循環する仕組みをつくるというようなアイデアも含めて対応するようなことが「対応」のところに書けたらいいのかなと思ったんですけど、ちょっとまとまりませんが、以上です。

（委員） ありがとうございます。事務局からは何かありますか。

（事務局） ありがとうございます。どうしても、この交付金の立てつけの中での整理となっているところでございますけれども、農林水産省も、いわゆる特に有機農業については、オーガニックビレッジをつくっていくようなことを支援していくだとか、地域で消費者だとか利用者、また流通業者ですね。あとは小売業者も含めて、地域でまとまった取組といった別の支援としてやっているものもございますので、そういったものと連携しながら、この交付金の方も進めていければなと思ってございます。

この整理の中では、この環直の交付金の整理という形でさせていただければなと思ってはございます。

（委員） よろしいですか。

（委員） ありがとうございます。大丈夫です。

（委員） ほかにございますでしょうか。

資料3はこれで、資料4の方が、それを具体化した実際の報告書になると思います。それで、皆様も目を通されていると思いますので、具体的な骨子（案）の見直し内容は今まで議論してきた内容という形なんですけど、この中間年評価の案については、今回の第三者委員会で、一応、御承認いただくということを前提としておりますので、いかがでしょうか。提示された案で問題なければ、一旦、ここで皆さんに御承認いただいて、その上で、もし今後の方針、その他、仮定の状況が幾つか出ているものもありますよね。そういったものも含めて事後の方針について変更・修正等が出た場合には、各委員に御確認いただいた上で、最終的に私の方でも確認して、委員長の一任で承認という形にさせていただければと思うんですが、この内容でもって、

中間年評価（案）は、今回、この委員会で御承認いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（委員） ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、一応、中間年評価骨子（案）を御承認いただいたということで、本当に御協力ありがとうございました。ほかに何もなければ、私の方はこれで事務局へお返ししたいと思います。

最後に全体のコメントとして一言言わせていただくと、この委員会は2期目で8年目になります。最初は、生物多様性と温暖化防止、こういうものが重要というところから始まりました。それを具体的に「見える化」していくためには、どういう手法があるのか、どんなことを実践していけばいいのか結構議論してきたと思います。次に、こういう手法があるな、こういうことを調べればいいのかということが分かり、2期目では具体的にそれを皆さんに実践していただいている。さらに、現在では取り組んでいる内容が、生産者の方にはどう受け止められているのかという段階に来ています。それでも、今日の話の中で、実践していることを知らなかったという回答がかなりの比率が出てきています。

こういった点なども含めて、より仕組みを周知していくという大きな課題と、それから、先ほど御指摘されたように、ある程度仕組みができてきたら、それを更に進めるためには、具体的に何をしていくのかという課題があります。これらは、個別内容、そして各地域別レベルでももちろん異なりますが、具体策として、何をしていくのかということを、より深く検討していく、示していくということになりましょうか。その過程では、短期的な視点だけではなくて、ある程度中長期で見る。また、発展的な解消という話が出ました、今すぐに、効果が出たからやめるとかそういうことではなく、制度本来の趣旨に則り、どのように次の5年、もし継続するとしたらどういう立てつけをしていくのか、ステージがだんだん変化してきていることを、今日の議論を聞き感じた次第です。

5年間ごとに、5か年計画という言い過ぎなのですが、2期目が半分終わり、の残りの2年で、ある程度、次の5年につながる、より具体的な中身、より効果的な中身をしっかり議論していく、その辺りが見えてきたかなという感じがいたします。いずれにせよ、非常に円滑な御進行に御協力いただきありがとうございました。

それでは、これで事務局へお返ししたいと思います。

（事務局） ありがとうございました。

最後に、安岡審議官お願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。生産振興審議官の安岡でございます。

今日は本当に様々な御意見を頂いて、大変ありがとうございます。最後は、もう委員長の方が、今日の議論、総括をしていただいて本当にありがとうございます。まさに、新しい制度、いろんな形で見直したりしているものが十分周知されてないということを、改めて反省する点でもありましたけれども、そういうところはしっかりやっていきたいというふうに思っております。

あと、今日の議論の中で、やっぱり環境保全型農業直接支払交付金と併せて様々なみどり戦略を進めるための支援策、我々、今日、オーガニックビレッジの話などもさせていただきましてけれども、やっぱり、やってみるといろいろ効果もあり、地域で進めることによって販路ができ、地域の取組が拡大し、さらにはいろんな意味での消費が生まれてきたり、いろんな効果が見られるような施策もできてきていますので、交付金と併せて、そういう関連の施策をうまく全体として構築していったら、それをまた委員会の中でも御報告をしたりしながら、今後進めていければというふうに思っております。

さらに新しい視点、中間評価でいただいておりますので、これは今日のお話にあったとおり、今後中長期的にどうなっていくのかということもよく見ながら、しっかり施策の方は検討して、また、委員会の皆さんに御議論いただけるようにしていきたいというふうに思っております。

本日は本当にお忙しい中、御議論いただいてありがとうございました。今後、引き続き検討を進め、また、この委員会、御議論にお付き合いいただければと思います。

本日は大変ありがとうございました。

(事務局) それでは、本日の委員会はこれにて閉会とさせていただきますと思います。次年度の委員会の日程等につきましては、追ってまた事務局の方から皆様の方に御相談の上、調整させていただきますと思います。本日はどうもありがとうございました。

午前11時30分 閉会